

洪水時の避難確保計画

白水保育園

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 271名	昼間 60名	休日 0名	休日 2名
夜間 30名	夜間 2名		

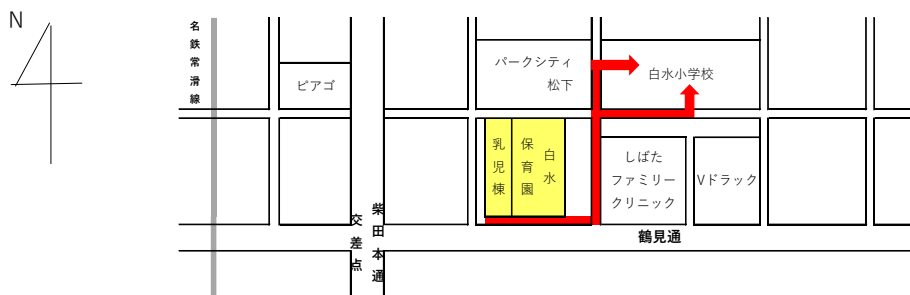
【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

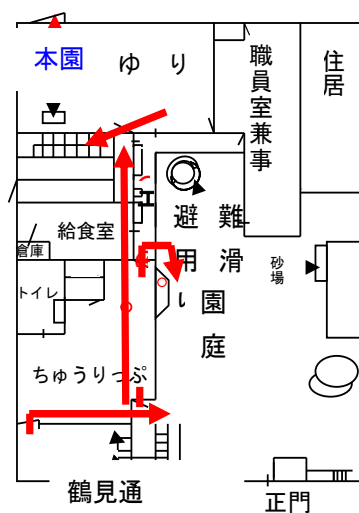
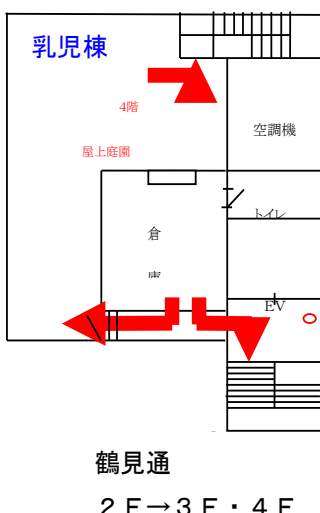
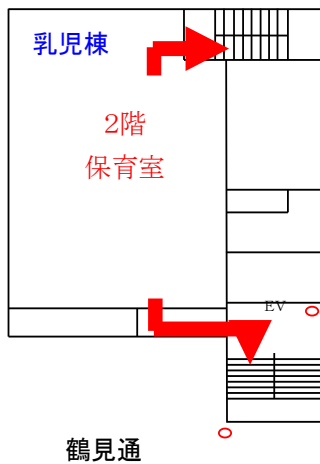
※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

避難場所までの所要時間	
白水保育園（本園）園庭	→ 約1分
白水小学校（広域避難場所）	→ 約10～15分



避難場所までの所要時間		全児童避難完了目標
白水保育園3Fホール及び屋上（本園）	→ 約1分	5分
白水保育園乳児棟3F及び屋上	→ 約1分	5分



施設所在地	名古屋市南区鶴見通1-3-11	
避難場所	名称	白水小学校
	住所	名古屋市南区松下町2-1

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市に大雨・洪水警報(レベル3相当)の発表 ➤ 天白川氾濫注意情報(レベル2相当) 	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 白水区に高齢者等避難(レベル3)の発令 ➤ 天白川氾濫警戒情報(レベル3相当) 	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 白水区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令 ➤ 名古屋市に大雨特別警報(レベル5相当)の発表 ➤ 天白氾濫危険情報(レベル4相当)、天白川氾濫発生情報(レベル5相当) 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市水防システム (http://www.bousaikisyuu.city.nagoya.jp/) ➤ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/) ➤ 愛知県川の防災情報 (https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	白水小学校	100m	徒歩
指定緊急避難場所以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設3階 ／3階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも5個
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

土のう5個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

雨水出水（内水氾濫）時の避難確保計画

白水保育園

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 271名	昼間 60名	休日 0名	休日 2名
夜間 30名	夜間 2名		

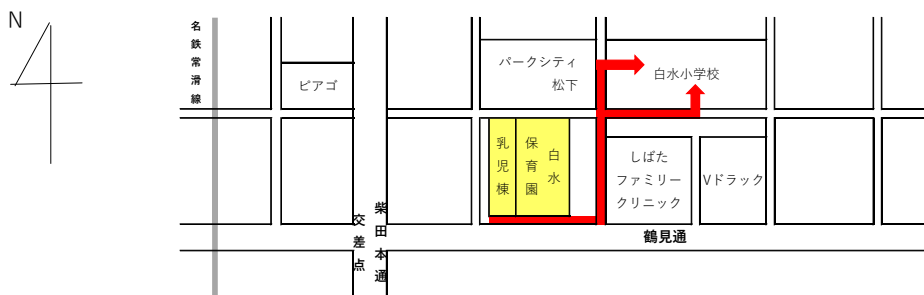
【施設周辺の避難経路図】

雨水出水（内水氾濫）時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

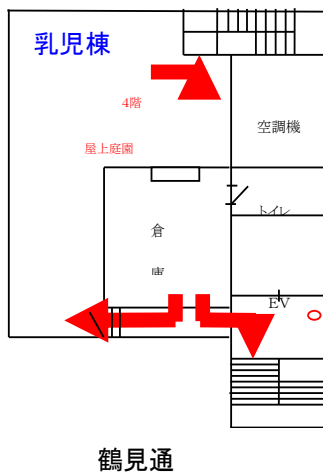
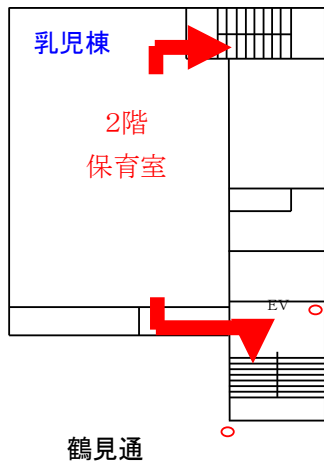
※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

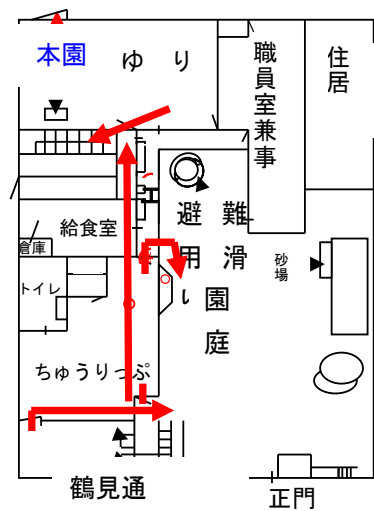
避難場所までの所要時間	
白水保育園（本園）園庭	→ 約1分
白水小学校（広域避難場所）	→ 約10～15分



避難場所までの所要時間		全児童避難完了目標
白水保育園3Fホール及び屋上（本園）	→ 約1分	5分
白水保育園乳児棟3F及び屋上	→ 約1分	5分



2F→3F・4F



1F→3Fへ

施設所在地	名古屋市南区鶴見通1-3-11	
避難場所	名称	白水小学校
	住所	名古屋市南区松下町2-1

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 名古屋市に大雨警報（浸水害）（レベル3相当）の発表	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 白水区に高齢者等避難開始（レベル3）の発令	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 白水区に避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令 ▶ 名古屋市に大雨特別警報（レベル5相当）の発表 ▶ 名古屋市に記録的短時間大雨情報の発表	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
雨量情報	インターネット ▶ 名古屋市水防システム (http://www.bousaikisyuu.city.nagoya.jp/)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ▶ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	白水小学校	100m	徒歩
指定緊急避難場所 以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設の3階 ／3階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも5個
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

土のう5個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。

高潮時の避難確保計画

白水保育園

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 271名	昼間 60名	休日 0名	休日 2名
夜間 30名	夜間 2名		

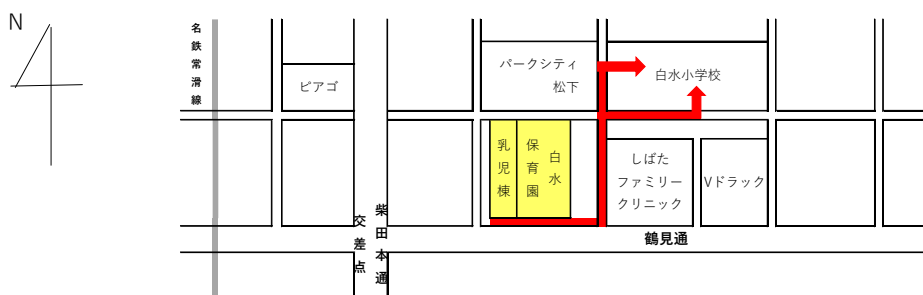
【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

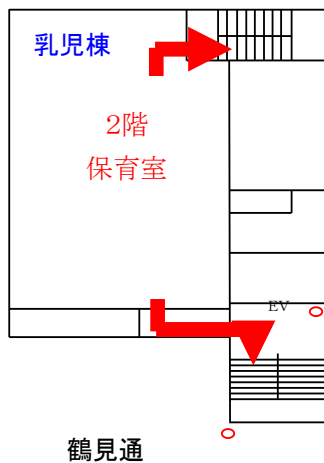
※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

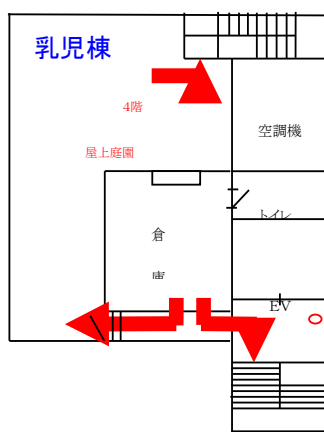
避難場所までの所要時間	
白水保育園（本園）園庭	→ 約1分
白水小学校（広域避難場所）	→ 約10～15分



避難場所までの所要時間		全児童避難完了目標
白水保育園3Fホール及び屋上（本園）	→ 約1分	5分
白水保育園乳児棟3F及び屋上	→ 約1分	5分

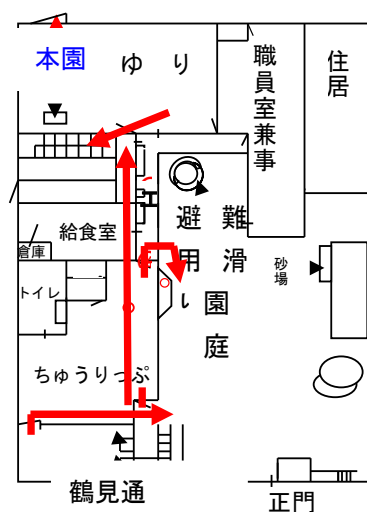


鶴見通



鶴見通

2F→3F・4F



鶴見通

1F→3Fへ

施設所在地	名古屋市南区鶴見通1-3-11	
避難場所	名称	白水小学校
	住所	名古屋市南区松下町2-1

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市に高潮注意報(レベル3相当)の発表 	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 白水区に高齢者等避難(レベル3)の発令 名古屋市に高潮・高潮特別警報(レベル4相当)の発表 		避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
	警戒体制確立	保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 白水区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令 三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報の発表 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
潮位情報 水位周知海岸 情報	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気象庁HPの潮位観測情報 (http://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel) ➤ 愛知県川の防災情報 (https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット <ul style="list-style-type: none"> ➤ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	白水小学校	100m	徒歩
指定緊急避難場所 以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	施設の3階 ／3階		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも5個
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

土のう5個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。

土砂災害に関する避難確保計画

白水保育園

1. 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設の利用者の、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 271名	昼間 60名	休日 0名	休日 2名
夜間 30名	夜間 2名		

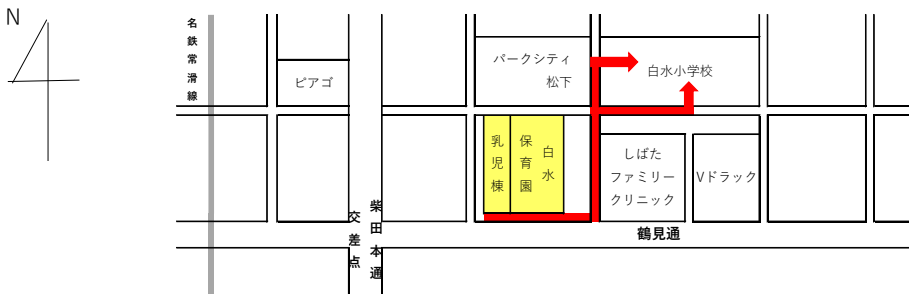
【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

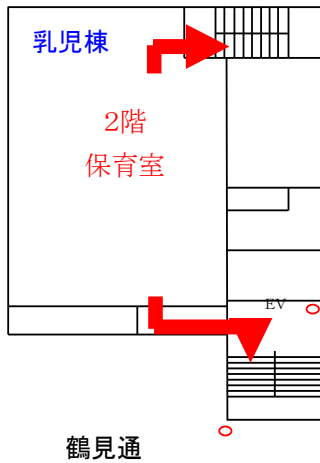
※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

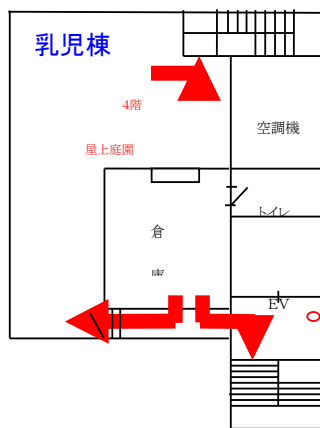
	避難場所までの所要時間
白水保育園（本園）園庭	→ 約1分
白水小学校（広域避難場所）	→ 約10～15分



	避難場所までの所要時間	全児童避難完了目標
白水保育園3Fホール及び屋上（本園）	→ 約1分	5分
白水保育園乳児棟3F及び屋上	→ 約1分	5分

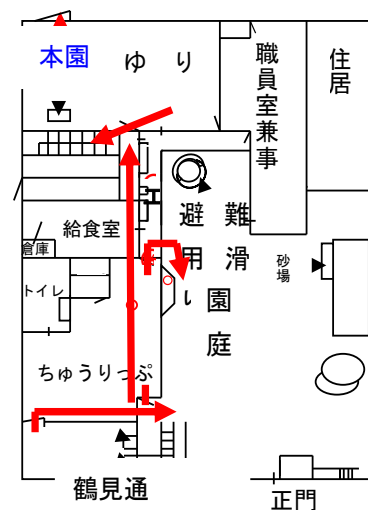


鶴見通



鶴見通

2F→3F・4F



1F→3Fへ

施設所在地	名古屋市南区鶴見通1-3-11	
避難場所	名称	
	住所	

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 名古屋市に大雨(土砂災害)警報(レベル3相当)の発表	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 白水学区に高齢者等避難(レベル3)の発令 ▶ 名古屋市に土砂災害警戒情報(レベル4相当)の発表	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 白水学区に避難指示(レベル4)、緊急安産確保(レベル5)の発令 ▶ 名古屋市に大雨特別警報(土砂災害)(レベル5相当)の発表	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

また、土砂災害の前兆現象を確認した場合は、表内の避難誘導のタイミングに関わらず、避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握をする。

【土砂災害の前兆現象】

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➤ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
土砂災害警戒情報 土砂災害危険度 情報 土砂災害警戒判 定メッシュ情報	インターネット ➤ 愛知県土砂災害防災情報 (http://www.sabo.pref.aichi.jp/) ➤ 気象庁HPの防災情報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ➤ 名古屋市サイト(http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難で危険を伴う**といったやむを得ない**場合は、がけ地から最も離れた施設内の最上階で屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
	指定緊急避難場所	m	
	指定緊急避難場所 以外の避難場所		
	屋内安全確保 (自施設)	避難不可	

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも5個
その他	ウェットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル100枚

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

■防災訓練

避難訓練実施報告書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 (要配慮者利用施設の所有者・管理者)

住 所

氏 名

電 話 ()

下記の通り、水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2、津波防災地域づくりに関する法律第71条に定める避難訓練を実施しましたので報告します。

施設の名称				
施設の住所				
訓練実施日	令和 年 月 日			
訓練の災害想定	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 雨水出水 (内水氾濫) <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 津波			
訓練種類・内容 (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 凶上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練		
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練		
	<input type="checkbox"/> その他 () (訓練内容を適時自由記載)			
訓練参加者・参加人数	従業員(全員・一部) 名 (うちパート・アルバイト等 名) 施設利用者等(全員・一部) 名 (うち通所者 名) その他訓練参加者: 施設利用者の家族 名 地域の協力者 名 その他 名			
確認事項	避難に要した人数	名	避難に要した時間	時間 分
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性 その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法				
※受付欄		※経過欄		

備考1 1年間に1回以上訓練を実施する場合、複数の訓練をまとめて報告してもよいものとする。

2 ※欄は記入しないこと。

津波発生時の避難確保計画

白水保育園

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- 施設内における掲示
- 施設ホームページに掲載
- その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

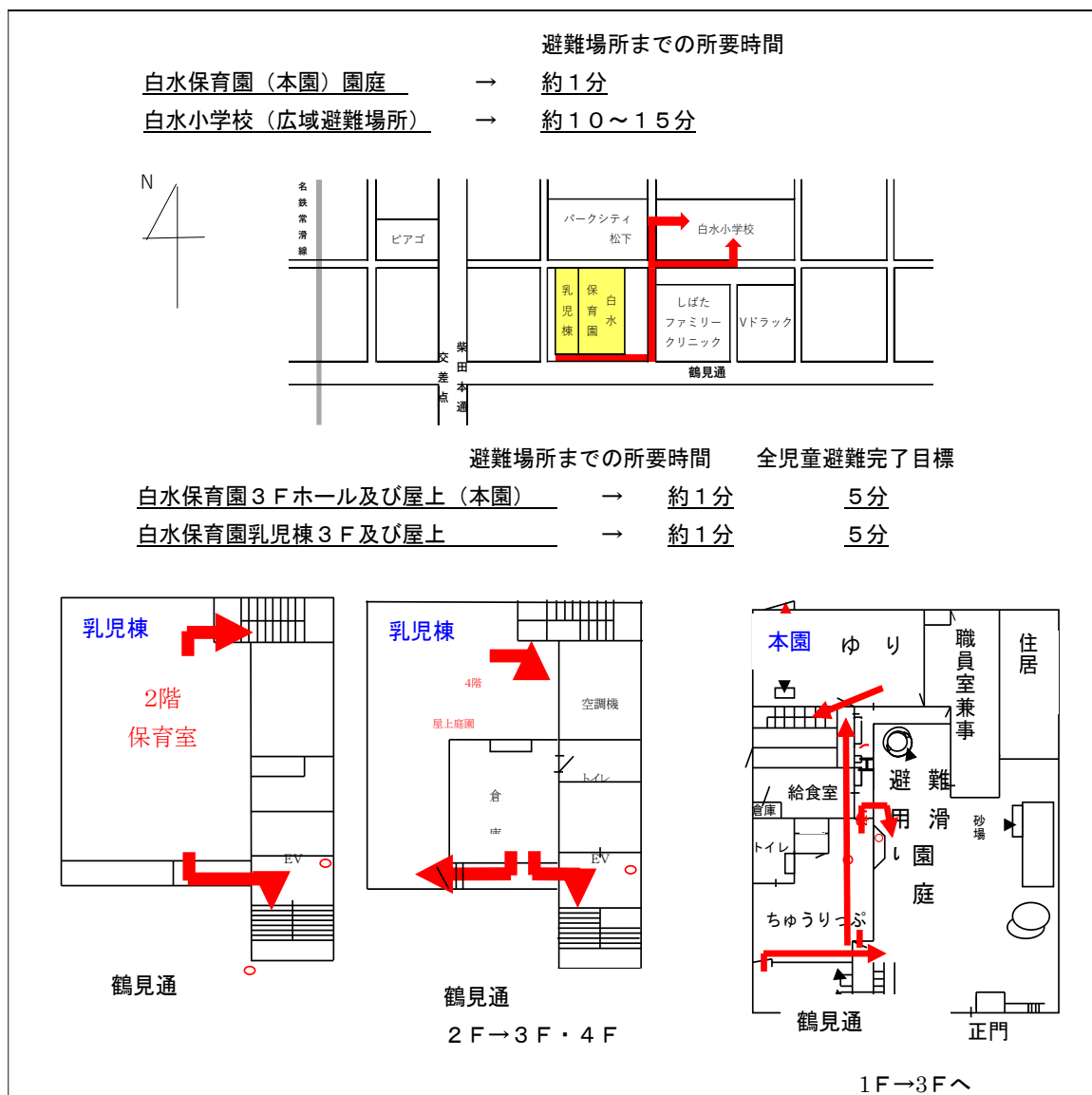
人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 271名	昼間 60名	休日 0名	休日 2名
夜間 30名	夜間 2名		

【施設周辺の避難経路図】

津波時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図



施設所在地	名古屋市南区鶴見通1-3-11	
避難場所	名称	白水小学校
	住所	名古屋市南区松下町2-1

5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 <p style="text-align: right;">※ 1</p>	注意 体制 確立	津波情報等の 情報収集	情報収集伝達 要員
<ul style="list-style-type: none"> 伊勢・三河湾に津波注意報の発表 <p style="text-align: right;">※ 1</p>	警戒 体制 確立	津波情報等の 情報収集 使用する資器 材の準備 保護者等家族 への事前連絡 周辺住民への 事前協力依頼	情報収集伝達 要員 避難誘導要員 情報収集伝達 要員 情報収集伝達 要員
<ul style="list-style-type: none"> 施設所在地に避難指示の発令 伊勢・三河湾に津波警報、津波特別警報（大津波警報）の発表 危険の前兆を確認 等 ※ 1 ※ 2 	非常 体制 確立	避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

- ※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状況に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するための体制を確立することが重要である。
- ※2 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難情報等の発令や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ ラジオ インターネット > 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
避難指示	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット > 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び**屋内**安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が**困難な**といった**やむを得ない**場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深（基準水位）よりも高い避難場所がある場合には、**屋内**安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所 (津波避難ビル)	白水小学校	100m	徒歩
指定緊急避難場所 以外の避難場所			
屋内 安全確保 (自施設)	施設の3階 ／3階		

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、おんぶひも5個
そのほか	ウェットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル100枚

9. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「別紙2 避難訓練実施報告書」により行う。

